（義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令の一部改正）

第二条　義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「都道府県立の小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。）及び義務教育学校を除く。」を削り、「において同じ。）」の下に「（都道府県立の小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。次号、第六号及び第八号において同じ。）及び義務教育学校にあっては、義務教育費国庫負担法第二条第三号に規定する教育課程の実施を目的として配置される教職員（以下「特定教育課程担当教職員」という。）であるものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、同条第五号中「校長及び教諭等」という。）」の下に「（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあっては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。）」を加え、同条第六号及び第八号中「の一人」を「（都道府県立の小学校、中学校及び義務教育学校にあっては、特定教育課程担当教職員であるものに限る。）」に改める。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第三条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章　教育委員会と保健所との関係（第八条―第十条）」を「第三章の二　共同学校事務室（第七条の二・第七条の三）　第四章　教育委員会と保健所との関係（第八条―第十条）」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　共同学校事務室

（法第四十七条の五第一項の政令で定める事務）

第七条の二　法第四十七条の五第一項の政令で定める事務は、次に掲げるものとする。

一　当該共同学校事務室がその事務を共同処理する学校（以下「対象学校」という。）において使用する教材、教具その他の備品の共同購入に関する事務

二　対象学校の教職員の給与及び旅費の支給に関する事務

三　前二号に掲げるもののほか、対象学校の運営の状況又は当該対象学校の所在する地域の状況に照らして、共同学校事務室において共同処理することが当該事務の効果的な処理に資するものとして教育委員会規則で定める事務

（共同学校事務室の室長及び職員）

第七条の三　市町村の教育委員会は、法第四十七条の五第四項の規定により共同学校事務室の室長及び職員に対象学校の事務職員をもって充てようとする場合において、当該事務職員が県費負担教職員であるときは、その任命権者の同意を得なければならない。同項ただし書に規定する場合において、当該事務職員以外の者をもって室長に充てるときも、同様とする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（公立義務教育諸学校の教職員定数の標準に関する経過措置）

第二条　義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（第七項において「改正法」という。）附則第二条の政令で定める都道府県小中学校等教職員定数及び指定都市小中学校等教職員定数の標準となる数は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、次項から第六項までの規定により算定した数の合計数とする。この場合においては、それぞれ、当該各項の規定により算定した数を標準として、当該各項に規定する教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。

2　公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程（以下この条において「公立の小学校等」という。）に置くべき校長（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（以下この条において「標準法」という。）第二条第三項に規定する校長をいう。）の数は、標準法第六条の二に規定するところにより算定した数とする。

3　公立の小学校等に置くべき教頭及び教諭等（標準法第七条第一項に規定する教頭及び教諭等をいう。）の数は、次に掲げる数を合計した数とする。

一　標準法第七条第一項第一号から第四号まで、第八号及び第九号に規定するところにより算定した数を合計した数

二　標準法第七条第一項第五号に規定する児童又は生徒の数にそれぞれ百三十分の一を乗じて得た数の合計数

三　標準法第七条第一項第六号に規定する児童又は生徒の数にそれぞれ百八十分の一を乗じて得た数の合計数

四　標準法第七条第一項第七号に規定する初任者研修を受ける者の数にそれぞれ六十分の一を乗じて得た数の合計数

五　第一条の規定による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（以下この条において「新標準法施行令」という。）第三条に規定するところにより文部科学大臣が定める数

六　新標準法施行令第七条第一項、第二項第一号及び第四項に規定するところにより文部科学大臣が定める数を合計した数

七　公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校において障害に応じた特別の指導が行われている場合にあっては、当該指導が行われている学校の数並びに当該指導が行われる必要がある児童又は生徒の当該障害の種類及び当該学校の所在する地域の地理的条件を勘案し、当該学校において当該指導を適切に行うことができるよう、人的体制の整備を行うことが特に必要であると認められる学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数

八　公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程について、当該学校の教職員が標準法第十五条第六号に規定する研修を受けている場合、当該学校において文部科学大臣が定める教育指導の改善に関する特別な研究が行われている場合又は当該学校の教職員が教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十三条第一項の初任者研修若しくは同法第二十五条第一項の指導改善研修を受けている場合にあっては、当該学校の数等を考慮して文部科学大臣が定める数

4　公立の小学校等に置くべき養護教諭等（標準法第八条に規定する養護教諭等をいう。）の数は、同条に規定するところにより算定した数とする。

5　公立の小学校等（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する共同調理場を含む。）に置くべき栄養教諭等（標準法第八条の二に規定する栄養教諭等をいう。）の数は、同条に規定するところにより算定した数とする。

6　公立の小学校等に置くべき事務職員（標準法第二条第三項に規定する事務職員をいう。）の数は、標準法第九条に規定するところにより算定した数とする。

7　改正法附則第二条の政令で定める都道府県特別支援学校教職員定数及び指定都市特別支援学校教職員定数の標準となる数は、平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間は、次に掲げる数を合計した数とする。

一　標準法第十条の二、第十一条第一項第一号から第四号まで、第七号及び第八号並びに第十二条から第十四条までに規定するところにより算定した数を合計した数

二　標準法第十一条第一項第五号に規定する児童及び生徒の数に百八十分の一を乗じて得た数